

**令和 7 年度（2025）
出雲市一般廃棄物処理実施計画**

目 次

第1章 ごみ処理実施計画

1. 一般廃棄物の排出状況	
(1) 計画区域	1
(2) 計画期間	1
(3) 一般廃棄物の計画排出量	1
2. ごみ処理実施計画	
(1) 排出抑制の推進に係る主な実施施策	2
(2) 再生利用の推進に係る主な実施施策	3
(3) ごみの適正処理に係る主な実施施策	3～7
3. 一般廃棄物処理の許可業者	
(1) 収集・運搬業	8～9
(2) 処分業	9
4. 不法投棄防止対策	10
5. 海岸漂着ごみ対策	10
6. 宍道湖水草対策	10
7. 災害廃棄物対策	10

第2章 し尿処理実施計画

1. 一般廃棄物の排出状況	
(1) 計画区域	11
(2) 計画期間	11
(3) 一般廃棄物の計画排出量	11
2. 処理施設の概要	11
3. 一般廃棄物（し尿・し尿浄化槽汚泥）収集運搬業の許可業者	12
4. 浄化槽清掃業の許可業者	12

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度(2025)出雲市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

第 1 章 ごみ処理実施計画

1. 一般廃棄物の排出状況

(1) 計画区域

出雲市全域とする。

(2) 計画期間

令和 7 年(2025) 4 月 1 日から令和 8 年(2026) 3 月 3 1 日まで

(3) 一般廃棄物の計画排出量

(単位: t)

			令和 5 年度排出量	令和 7 年度計画排出量
収 集	燃えるごみ		28, 417	27, 558
	不燃ごみ	破碎ごみ(粗大ごみ含む)	1, 212	1, 340
		埋立ごみ	636	703
	資源ごみ	古紙	725	725
		飲料用空き缶	48	48
		空きびん	521	521
		ペットボトル	44	44
		廃食用油	14	14
		古着	55	61
		割り箸	1	1
直接搬入 (公用含む)	燃えるごみ	19, 867	19, 267	
	不燃ごみ	4, 893	5, 415	
	資源ごみ	918	1, 324	
合 計			57, 351	57, 020

※火災、災害ごみは除く

2. ごみ処理実施計画

(1) 排出抑制の推進に係る主な実施施策

項 目	内 容
情報収集と効果的な情報発信	ごみの減量化に係る国や事業者（製造、流通、販売、処理など）の動向など、常に情報収集を行い、本市の現状と照らし合わせて情報発信を行う。 一般家庭や事業者別に、ごみの分別や減量化について、ガイドブックの配布や広報いずも、市のホームページやごみ出しおたすけアプリ「さんあ〜る」、市SNSへの投稿など様々な広報媒体を活用し、情報発信を行う。
小学生を対象にしたごみ減量化教室等の開催	小学生を対象としたごみ減量化教室を、エネルギーセンター他、市の廃棄物処理施設で開催する。
食品ロス削減の推進	食品ロス削減推進計画に基づき、広報・啓発を行い、市民、事業者と協力して、食品ロスの削減を図る。
生ごみの水切りの推進	生ごみの重量の大半が水分であるため、水切りを推進することで減量化を図る。
事業所ごみの減量化の推進	事業系ごみ減量化について、「事業ごみの分け方・出し方ガイドブック」を用いて普及啓発を行う。
市内の民間リサイクルショップ及びリサイクルステーションの紹介	市のホームページ等を通じて、紹介することにより、不用品の再利用リサイクルの推進を行う。
ばら売り・量り売り店舗の紹介	ばら売り・量り売りを行っている店舗について、市のホームページ等で市民に紹介することにより、実施店舗の増加や、利用の拡大を促す。
古着回収拠点の充実	市内に古着の回収拠点を増設し、廃棄される古着等の再利用を行う。
フードバンク事業・フードドライブ事業の推進	不要な食材を社会福祉協議会等が実施しているフードバンク事業・フードドライブ事業に寄付することについて普及啓発を行う。

(2) 再生利用の推進に係る主な実施施策

項 目	内 容
ごみ処理施設における資源回収	出雲エネルギーセンターにおけるサーマルリサイクル（廃熱を電気として回収）や出雲クリーンセンター等におけるマテリアルリサイクル（製品等を原料として有効に再生利用）等、再資源化を促進する。
古紙類の回収推進	リサイクルステーション等を適正に配置し、古紙類の回収を推進する。
廃食用油の回収推進	家庭等から排出される使用済み食用油を拠点回収し、水質環境保全とリサイクルを推進する。
剪定枝等の資源化	出雲エネルギーセンターに持ち込まれた、剪定枝等の木材をチップ化し、資源として再利用する。
ごみ出しおたすけアプリの配信	ごみ出しおたすけアプリを無料配信し、適正な分別の周知とリサイクルの推進を図る。

(3) ごみの適正処理に係る主な実施施策

①適正な分別の推進

分別区分	内 容
燃えるごみ	燃えるごみに混入する、古紙（雑がみを含む）やペットボトルのリサイクル排出を推進する。
破碎ごみ	破碎ごみに混入する飲料用空き缶のリサイクル排出を推進する。 家電リサイクル法対象品目の不適正排出を防止する。
埋立ごみ	リサイクルびん類のリサイクル排出を推進する。 使用済み蛍光管及び使用済み筒型乾電池の分別排出を推進する。
有害ごみ	ボタン型電池や充電式電池のリサイクル回収を推進する。
飲料用空き缶	飲料缶以外の缶の混入排出を防止する。
空きびん	割れたびん、リサイクル不可びんの混入排出を防止する。
ペットボトル	キャップ、ラベルの除去を推進する。
古紙類	カーボン紙やコート紙等、対象とならない紙の混入を防止する。
廃食用油	植物性油以外の油の混入を防止する。
割りばし	割りばしのリサイクル排出を推進する。
古着	リユース品目以外の混入排出を防止する。
粗大ごみ	家電リサイクル法の対象品目の適正な排出を指導する。

②収集運搬、処理処分の実施主体

一般廃棄物の種類		収集・運搬 主体	中間処理		最終処分	
			処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃えるごみ		市(委託)	市(委託)	焼却	市(委託)	埋立
不 燃 ご み	破碎ごみ	市(委託)	市(委託)	破碎・焼却・資源化	市(委託)	埋立
	埋立ごみ	市(委託)	市(委託)	※1	市(委託)	埋立
	粗大ごみ	市(委託)	市(委託)	破碎・焼却・資源化	市(委託)	埋立
	蛍光管	市(委託)	市(委託)	資源化	—	—
	筒型乾電池	市(委託)	市(委託)	資源化	—	—
資 源 ご み	古紙	市(委託)	市(委託) 業者	資源化	—	—
	飲料用空き缶	市(委託)	市(委託)	資源化	—	—
	空きびん	市(委託)	市(委託)	資源化	—	—
	ペットボトル	市(委託)	業者	資源化	—	—
	廃食用油	市(委託)	業者	資源化	—	—
	割りばし	市(直営)	業者	資源化	—	—
	古着	市(委託)	業者	資源化	—	—

(注) ※1 平田地域は、埋立ごみの一部を破碎処理後に埋め立て。

③収集体制

一般廃棄物の種類		収集頻度	集積場所及び収集方法
燃えるごみ		週 2 回	ステーション (一部戸別収集)
不 燃 ご み	破碎ごみ	月 1～2 回	ステーション (一部戸別収集)
	埋立ごみ	月 1 回	ステーション (一部戸別収集)
	粗大ごみ	月 1 回	事前予約による戸別収集
	有害ごみ (筒型乾電池、蛍光管)	月 1 回	ステーション (一部戸別収集)
資 源 ご み	古紙	月 1 回～週 2 回	ステーション (一部戸別収集)
	飲料用空き缶	月 1～2 回	ステーション (一部戸別収集)
	空きびん	月 1 回	ステーション (一部戸別収集)
	ペットボトル	月 1 回	ステーション (一部戸別収集)
	廃食用油	随時	廃食油回収ステーション
	割りばし	随時	コミュニティセンター等拠点
	古着	週 2 日	斐川地域、今市・神西・平田・多伎のコミュニティセンター等拠点 その他地域には回収拠点を順次設置
使用済小型家電		破碎ごみとして収集	ステーション (一部戸別収集)
直接搬入ごみ		随時	自己搬入又は許可業者による。

④収集・運搬に関する考え方

○収集運搬業・処分業の新規許可について

一般廃棄物収集運搬業許可業者は36者である。

現時点では、ごみの発生量に対する収集運搬能力が確保されているため、原則、新たな収集運搬業の許可は行わない方針である。

処分業の許可は、リサイクル推進の観点から品目を特定し、必要な許可を行う。

○集積場の整備（ごみ集積施設整備補助金）

ごみ収集の効率化と良好な生活環境の保持のため、住民がごみ集積場を整備する際に経費の一部を助成する。

○ごみ出し困難者への対応

集積場にごみを持ち出すことが困難な世帯については、地区民生委員等の要請により、戸別収集を行う。

⑤特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に定める対象機器の処理方法

家電リサイクル法に定める対象機器（テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫）については、収集・処理を行わない。

【処理方法】

- 購入店、または買い替え時の販売店等にリサイクル料金等を支払い、引き取りを依頼する。
- 郵便局において、リサイクル料金を振り込み、家電リサイクル券の発行を受けて、自分で指定引き取り場所に持ち込む。
- 家電リサイクル券が発行可能な一般廃棄物収集運搬業者に運搬を依頼する。

⑥家庭用パソコンの処理方法

家庭で不要になったパソコンは、資源有効利用促進法に基づき、メーカー等が引き取りリサイクルを行うよう定められているため、収集・処理は行わない。

【処理手順】

1. パソコンメーカーまたは（一社）パソコン3R推進協会へ回収を依頼する。
2. パソコンを梱包し、メーカーから送付されたゆうパック伝票を貼る。
3. 梱包したパソコンを郵便局に持ち込み、メーカーへ送付する。

⑦中間処理施設の概要

ア 焼却施設

施 設 名	出雲エネルギーセンター
所 在 地	出雲市古志町4305番地1
処 理 対 象 物	燃えるごみ
処 理 能 力	200t／日(100t／日×2炉)発電能力 5,400kw
処 理 方 式	連続運転式ストーカ焼却炉(24時間稼動)

イ 不燃ごみ処理施設

施 設 名	出雲クリーンセンター
所 在 地	出雲市西神西町1732番地3
処 理 対 象 物	破碎ごみ、粗大ごみ
処 理 能 力	破碎設備：50t／日（5H）
処 理 方 式	縦型回転破碎機

施 設 名	平田不燃物処理センター
所 在 地	出雲市十六島町1485番地2
処 理 対 象 物	破碎ごみ、埋立ごみ、空き缶、粗大ごみ
処 理 能 力	破碎設備：20t／日（5H）
処 理 方 式	横型回転破碎機

施 設 名	佐田クリーンセンター
所 在 地	出雲市佐田町大呂2865番地1
処 理 対 象 物	破碎ごみ、埋立ごみ、空き缶、粗大ごみ
処 理 能 力	選別・圧縮設備：3t／日（5H）

施 設 名	斐川クリーンステーション
所 在 地	出雲市斐川町学頭3215番地
処 理 対 象 物	破碎ごみ、埋立ごみ、空き缶、粗大ごみ
処 理 能 力	破碎設備：13t／日（5H）
処 理 方 式	縦型回転破碎機

ウ 資源化施設

施 設 名	出雲リサイクルセンター
所 在 地	出雲市西神西町1732番地3
処 理 対 象 物	古紙、空き瓶
処 理 能 力	古紙：30t／日（5H） びん：9t／日（3H）
処 理 方 式	古 紙：ひも切り選別機・圧縮梱包機 空き瓶：自動色別選別機

⑧最終処分場の概要

施 設 名	神西一般廃棄物埋立処分場	浸出水処理施設
所 在 地	出雲市西神西町 1 7 3 2 番地 3	—
埋 立 容 量 (処理能力)	第一埋立処分場 2 9 0, 0 0 0 m ³ 第二埋立処分場 1 3 0, 0 0 0 m ³	2 0 0 m ³ /日
処 理 方 式	セル方式	下水道放流
受 入 エ リ ア	出雲市全域	—

施 設 名	平田不燃物処理センター	浸出水処理施設
所 在 地	出雲市十六島町 1 4 8 5 番地 2	—
埋 立 容 量 (処理能力)	5 2, 3 7 0 m ³	4 5 m ³ /日
処 理 方 式	セル方式	接触ばっ気、脱窒、凝集沈殿、活性炭吸着、キレート吸着
受 入 エ リ ア	出雲市全域	—

施 設 名	佐田クリーンセンター	浸出水処理施設
所 在 地	出雲市佐田町大呂 2 8 6 5 番地 1	—
埋 立 容 量 (処理能力)	7, 7 3 4 m ³	1 2 m ³ /日
処 理 方 式	セル方式	回転円板、凝集沈殿、砂ろ過活性炭吸着
受 入 エ リ ア	佐田地域	—

施 設 名	斐川クリーンステーション	浸出水処理施設
所 在 地	出雲市斐川町学頭 3 2 1 5 番地	—
埋 立 容 量 (処理能力)	4 2, 2 2 7 m ³	3 5 m ³ /日
処 理 方 式	セル方式	下水道放流
受 入 エ リ ア	出雲市全域	—

3. 一般廃棄物処理の許可業者 (R7. 3. 24 時点)

(1) 収集・運搬業

番号	氏名・名称	所在地	電話番号	備考
1	ワルツ商事(有)	出雲市白枝町1185番地1	22-7116	
2	(有)奥資材	出雲市平田町5477番地	62-3419	
3	(有)山佐運送店	出雲市多伎町口田儀492番地2	86-2240	
4	(有)ワステーシシステム	出雲市大社町中荒木2454番地2	53-0140	
5	(有)プレート商会	出雲市船津町80番地3	48-1848	
6	中央環境(株)	出雲市神門町842番地	30-7731	
7	(有)ジンザイサニテック	出雲市荒茅町4199番地1	28-0011	
8	(株)島根サニタリ	出雲市神西沖町1349番地3	43-3321	
9	(株)日野組	出雲市灘分町1996番地4	63-3555	
10	(株)クリエイト山陰	出雲市馬木町1220番地17	24-8611	
11	三光(株)	鳥取県境港市昭和町5番地17	0859-44-5367	
12	中国環境(株)	出雲市神西沖町2489番地2	43-3636	
13	(有)所原運送店	出雲市所原町1666番地1	48-0082	
14	出雲配送(有)	出雲市稗原町2159番地3	48-1033	
15	今岡 祥智 (今岡建設)	出雲市荒茅町539番地	28-0473	
16	(有)グリーンコントラクター	出雲市佐田町一窪田1668番地6	85-2345	果樹・庭木の剪定枝及び刈草
17	須田ユミ子 (POGカンパニー)	出雲市白枝町249番地	28-0600	
18	今村眞茂留 (今村商店)	出雲市今市町北本町2丁目5番10号	21-4590	
19	(有)金村商店	出雲市白枝町927番地1	21-1899	
20	(株)中央ビルサービス	出雲市塩冶有原町6丁目60番地	21-4013	
21	アースサポート(株)	松江市八幡町882番地2	0852-37-2890	
22	(株)もちだ園芸	出雲市渡橋町398番地	21-2051	木屑・刈草
23	(有)海老田金属	鳥取県米子市上福原1329番地13	0859-33-1534	
24	濱屋 正 (アラ搬入組合)	出雲市三津町26番地	62-3010	
25	まるふく商事(株)	出雲市佐田町毛津562番地4	43-1884	生ごみを除く (一般廃棄物)
26	(有)クリーンサービス	松江市宍道町佐々布1849番地	0852-66-3613	
27	(株)アラキ	出雲市斐川町上直江2721番地	72-1122	生ごみを除く (一般廃棄物)
28	三洋興産(株)	出雲市斐川町黒目1181番地	63-3418	生ごみを除く (一般廃棄物)
29	坂本 清	出雲市高松町1536番地1	28-2080	
30	(有)徳建	雲南市木次町東日登508番地8	0854-42-0346	
31	(有)荒神サービス	出雲市斐川町神庭1135番地	73-3687	
32	(有)足立運送	出雲市斐川町莊原3045番地1	72-0637	生ごみを除く (一般廃棄物)
33	(株)平岡物産	出雲市大塚町1118番地4	22-6184	

番号	氏名・名称	所在地	電話番号	備考
34	(株)モア・フレッシュ	出雲市神西沖町2334番地3	43-3633	動植物性残渣
35	(株)リサイクルセンター島根	出雲市江田町234番地2	23-0538	
36	島根ジャパン・エコロジー・ライン(株)	出雲市上岡田町707番地	090-1687 -7400	

(2) 処分業

番号	氏名・名称	所在地	電話番号	備考
1	出雲土建(株)	出雲市知井宮町138番地3	22-4118	木くず
2	(株)クリエイト山陰	出雲市馬木町1220番地17	24-8611	廃プラスチック類、木くず、がれき類
3	大福工業(株)	出雲市枝大津町2番地7	21-4151	がれき類
4	まるふく商事(株)	出雲市佐田町毛津562番地4	43-1884	廃プラスチック類、ゴム・金属・ガラス・紙・繊維・木くず
5	(有)ちくさん緑化	出雲市佐田町一窪田3468番地	85-2203	木くず（剪定枝のみ）、刈草、剪定枝葉、木材破片
6	(有)グリーンコントラクター	出雲市佐田町一窪田1668番地6	85-2345	木くず（果樹・庭木の剪定枝のみ）、刈草
7	(株)モア・フレッシュ	出雲市神西沖町2334番地3	43-3633	動植物性残渣
8	(株)三原組	出雲市佐田町反邊230番地3	84-0604	木くず（枝葉・幹・竹・根株）、刈草
9	(株)リサイクルセンター島根	出雲市江田町234番地2	23-0538	廃プラスチック（ペットボトルのみ）、金属くず（空き缶のみ）

4. 不法投棄防止対策

- ・不法投棄監視カメラによる監視
- ・不法投棄が多い地域のパトロールの実施

5. 海岸等漂着ごみ対策

- ・各地区で実施される海岸清掃活動により回収される海岸漂着ごみの処理を行う。

【主な清掃活動】	出雲地域	長浜海岸
	平田地域	三津海岸・河下港海岸ほか、宍道湖
	多伎地域	岐久海岸、キララビーチほか
	湖陵地域	西浜海岸、神西湖
	大社地域	稲佐の浜、日御碕海岸ほか
	斐川地域	宍道湖

6. 宍道湖水草対策

- ・国が実施する宍道湖の水草等回収事業で排出される水草等の処分を行う。

見込数量：約１００トン/年

処理方法：市内の可燃物処理場で焼却処分

7. 災害廃棄物対策

- ・平成２９年３月に策定した「出雲市災害廃棄物処理計画」及び「地域防災計画」に基づき、発災後、災害廃棄物の迅速かつ適切な処理を行う。

第2章 し尿処理実施計画

1. 一般廃棄物の排出状況

(1) 計画区域

出雲市全域とする。

(2) 計画期間

令和7年(2025)4月1日から令和8年(2026)3月31日まで

(3) 一般廃棄物の計画排出量

(単位: t)

	令和5年度排出量	令和7年度計画排出量
生し尿	10,511	9,646
浄化槽汚泥	45,272	45,418
合 計	55,783	55,064

2. 処理施設の概要

施設名	出雲環境センター					
所在地	出雲市西園町4295-34					
開設日	月～金(8:30～16:30) 土(8:30～11:30)					
閉設日	日曜・祝日・12月30日～1月4日					
受入エリア	出雲市全域					
敷地面積	16,794 m ²					
建設事業費	5,217,450千円					
完成年	平成16年3月					
施設能力	193 kL/日 (し尿: 104 kL/日 浄化槽汚泥: 89 kL/日)					
搬入実績 (単位: t)	項 目	R1	R2	R3	R4	R5
	し尿	12,378.75	12,068.66	11,567.38	10,675.25	10,510.85
	浄化槽汚泥	44,256.52	44,689.27	45,514.64	45,054.46	45,271.69
	計	56,635.27	56,757.93	57,082.02	55,729.71	55,782.54
コンポスト生産数 (15 kg/袋) ※2		29,757	481	0	0	0

※2 コンポストの生産は、令和2年4月で終了。

3. 一般廃棄物（し尿・し尿浄化槽汚泥）収集運搬業の許可業者

番号	氏名・名称	所在地	電話番号
1	(有)ジンザイサニテック	出雲市荒茅町4199番地1	28-0011
2	出雲環境整備(有)	出雲市荒茅町534番地	28-0012
3	(株)島根サニタリ	出雲市神西沖町1349番地3	43-3321
4	(有)ワスティーシステム	出雲市大社町中荒木2454番地2	53-0140
5	(有)ヒカリ衛生社	出雲市斐川町上庄原1777番地2	72-3228
6	(有)長谷川清商店	出雲市国富町705番地1	62-2067
7	(有)ヒカリ衛環企業	大田市大田町大田口963番地	0854-82-0747

4. 浄化槽清掃業の許可業者

番号	氏名・名称	所在地	電話番号
1	(有)ジンザイサニテック	出雲市荒茅町4199番地1	28-0011
2	出雲環境整備(有)	出雲市荒茅町534番地	28-0012
3	(株)島根サニタリ	出雲市神西沖町1349番地3	43-3321
4	(有)ワスティーシステム	出雲市大社町中荒木2454番地2	53-0140
5	(有)ヒカリ衛生社	出雲市斐川町上庄原1777番地2	72-3228
6	(有)長谷川清商店	出雲市国富町705番地1	62-2067
7	(有)ヒカリ衛環企業	大田市大田町大田口963番地	0854-82-0747